

各 警 察 署 長 殿

保 存	30年(令和32年3月31日まで)
有 効	令和32年3月31日まで
規制係	

交 通 部 長

道路構造令の一部を改正する政令の施工に伴う交通警察の対応について
(通達)

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号。以下「改正令」という。）が平成31年4月19日に公布され、同年 4 月25日施行された。

今回の改正の背景、改正令による改正後の道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「新令」という。）の内容及び交通警察の対応は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の背景

改正令による改正前の道路構造令（昭和45年政令第320号）においては、自転車道の幅員は原則 2 メートル以上とされていたため、自転車道の設置に必要な幅員を確保できないなどにより、自転車道を整備できていない状況が多数生じている。

他方、近年では、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第20条第2項の規定による普通自転車専用通行帯（幅員1.5メートル以上）の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故数の減少や道路使用者の不安感の低減等の効果が確認されている。こうした状況を踏まえ、道路の新設又は改築に伴う自転車通行空間の確保を一層推進するため、新たに、道路構造令において「自転車通行帯」に係る規定が設けられた。

2 改正の内容

- (1) 自転車通行帯に係る規定の新設（新令第 9 条の 2 関係）
- 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、以下の道路には、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けることとした。

ア 自転車及び自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く)

イ 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自転車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(自転車道を設ける道路及び上記アの道路を除く。)で安全かつ円滑な交通を確保するための自転車の通行を分離する必要があるもの

また、法第20条第2項の規定により普通自転車専用通行帯の交通規制を実施する場合「交通規制基準」の改正について(通達)」(平成30年12月27日付け佐本規制発第257号)の別添「交通規制基準」(以下「交通規制基準」という。)において、その幅員は原則1.5メートル以上とされている点を踏まえ、自転車通行帯の幅員も原則1.5メートル以上とし、地形の状況をその他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小できることとした。

(2) 自転車道に係る規定の改正(新令第10条関係)

地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、以下の道路には、道路の各側に自転車道を設けることとした。

ア 自動車及び自転車の交通量が多い第三種(第四級及び第五級を除く。イにおいて同じ。)又は第四種(第三級を除く。イにおいて同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの

イ 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(上記アの道路を除く。)であり、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要があるもの

3 交通警察の対応

道路管理者が新令第9条の2の規定により自転車通行帯を設ける場合、法20条第2項の規定による普通自転車専用通行帯の交通規制を実施することが想定される。そのため、道路管理者が自転車通行帯を設けようとする場合には、その地域を管轄する都道府県公安委員会と十分な時間的余裕をもって事前に協議することとされた。

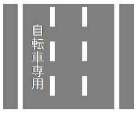
道路管理者から自転車通行帯の設置に係る協議を受けた際には、積極的にこれに協力すること。その際、「交通規制基準」の「第23普通自転車専用通行帯」に記載の留意事項を踏まえ、交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため必要な意見を積極的に申し入れること。

R01-068

4 備考

別添「第2章第23 普通自転車専用通行帯」参照

第23 普通自転車専用通行帯

規 制	規制目的	普通自転車が通行しなければならない専用通行帯を指定し、かつ、軽車両以外が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定することにより、車道上に普通自転車が専用で通行する自転車走行空間を確保し、交通の安全と円滑を図る。
	根 拠 等	法第20条第2項 標識 327の4、327の4の2 標示 109の6   
	対象道路	自転車交通量が多い等、自転車と他の車両を分離し、車道上に自転車が専用で通行する自転車走行空間を確保する必要がある、かつ、自動車交通量等の交通実態や道路幅員等の道路状況から、自転車専用通行帯の設置が他の交通への妨害とはならないと認められる道路
	対 象	普通自転車及び軽車両以外の車両
実 施 基 準	留意事項	1 原則として第一通行帯を指定するものとする。 2 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。 3 自転車専用通行帯の幅員は1.5メートル以上を確保することが望ましいが、道路の状況によりやむを得ない場合は1.0メートル以上1.5メートル未満とすることができる。ただし、幅員が1.0メートル以上1.5メートル未満となり、舗装面に凹凸があるため自転車の運転にふらつきが生じるなど、自転車の安全な通行が確保できない場合は本規制を実施しないこと。 4 自動車交通量が多い、大型車混入率が高いなど、車道上における自転車の通行が危険な道路においては、自転車の安全確保を図るために十分な幅員を確保できない場合には本規制を実施しないこと。 5 積雪により自転車専用通行帯における自転車の通行に支障をきたす場合には本規制を実施しないこと。 6 交差点及びその付近において、左折自動車等との交錯の危険がある場合は、普通自転車の交差点進入禁止規制を実施する等の措置をとること。 7 駐停車車両により自転車専用通行帯における自転車の通行に支障をきたすおそれがある場合は、駐停車対策を併せて検討すること。 8 普通自転車歩道通行可規制の併用は交通実態、沿道状況、自転車利用者等の意見を踏まえ、必要と認められる場合に限って実施すること。 9 区画線等の道路改良を伴う場合もあることから、道路管理者と事前に十分な調整を図ること。 10 自転車利用者、自動車及び原付の運転者に通行方法の周知を図ること。
	設置場所	1 道路標識「専用通行帯(327の4)」 普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点 2 道路標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」 普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点における左側の路端
設 置 基 準	道路	1 道路標識「専用通行帯(327の4)」 (1) 原則としてオーバー・ハング方式によるものとするが、道路の状況等によりこれによりがたい場合は、オーバー・ヘッド方式又はその他の方式(歩道橋、跨道橋等に共架)によることができる。 (2) 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、当該通行帯が設けられている車道の部分の上方に始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-B)」、終点標識には補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識を省略することができる。 (3) 区間内標識は、400メートルの間隔で設置することとするほか、総則に定めるところによるものとする。
	設置方法	2 道路標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」 (1) 歩道がある場合は車道寄りの路端、歩道がない場合は車道からの視認性が確保できる路端に原則として路側方式により設置するものとする。 (2) 本規制区間の始まり及び終わりの地点においては、始点標識及び終点標識をそれぞれ設置するものとする。この場合、始点標識には補助標識「始まり(505-A・B)」、終点標識

設置基準	道路標識	設置方法	には補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする。ただし、終わりの地点に道路標示「終わり(115)」を用いる場合は、終点標識を省略することができる。 (3) 当該道路の片側車線数(自転車専用通行帯を含む。)と本標識に図示された車線数を一致させること。 なお、片側4車線(自転車専用通行帯を含む。)以上の道路において、自転車専用通行帯を設置する場合は、道路標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」は設置せず、道路標識「専用通行帯(327の4)」を設置するものとする。 (4) 区間内標識は、400メートルの間隔で設置することとするほか、総則に定めるところによるものとする
		留意事項	自転車専用通行帯の幅員が2.75メートル以上で道路標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」を設置する場合は、道路標示を密に設置する、カラー舗装を実施する等、自転車専用通行帯の明確化を図ること。
	道路標示	設置場所	普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点
		設置方法	1 必要に応じて、道路標識に代え、又はこれに併せて道路標示「専用通行帯(109の6)」を設置するものとする。 2 道路標識「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」を設置する場合は、始点標識に道路標示「専用通行帯(109の6)」を併設するものとする。
法定外表示(カラー舗装)については、次によるものとする。 1 設置する場合 普通自転車専用通行帯のカラー舗装は、自動車及び原付の運転者に普通自転車専用通行帯の存在を明確にして路上駐車やレーン内への進入等を抑制すること等により、交通事故の抑止を目的として行うものであり、交通管理上有効と認められる場合には、原則として設置すること。 2 様式及び色 様式については、図例によるものとする。カラー舗装の色は、原則として青色系とする。景観保全等の観点から、地元の意向等によりこれ以外の色彩を使う場合においても、道路標示等の色(白、黄色)と同系色を用いてはならない。 3 その他 カラー舗装は普通自転車専用通行帯の全部分ではなく、一部分に実施してもよい。 図例 自転車専用通行帯の路面表示等 (1) カラー舗装 (2) 自転車ピクトグラム			